

防人衛（事）第160号
令和4年4月20日
一部改正 防人衛（事）第295号
令和6年7月12日

各幕僚長 殿

事務次官
(公印省略)

自衛隊法第115条の3第3項の規定による麻薬等の譲渡し及び報告について（通達）

標記について、下記のとおり実施することとされたので通達する。

記

- 1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の3第3項の規定による外国の軍隊に対する麻薬又は向精神薬の譲渡しは、我が国との間で物品又は役務の相互の提供に関する協定を締結しているアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド及びドイツの軍隊に限り行うものとする。
- 2 当該麻薬の譲渡しを行った部隊等の長は、速やかに、順序を経て、次に掲げる事項を防衛大臣に報告しなければならない。
 - (1) 譲渡しの相手方の国名及び部隊等の名称
 - (2) 譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器1個当たりの麻薬の量及びその容器の数並びに譲渡しの年月日
- 3 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、衛生監が定める。